

## 『ケアマネジャー合格テキスト 21』

本書発行後に明確になった制度改正等に伴い、本書を下記の通り訂正・補足いたします。

### ■訂正

#### 【第1部】介護支援分野

##### ●<P90の表 第7～9段階>

第7段階 所得 120万円以上 210万円未満
第8段階 所得 210万円以上 320万円未満
第9段階 所得 320万円以上

### ■補足

##### ●P80の表 8月1日から、④が㉞㉟㊱の3つに分かれます。

#### ■高額介護サービス費等の所得区分ごとの負担上限額（月額）

2021（令和3年）8月1日～

④ ・現役並みの所得（本人課税所得が145万円（単身者の場合：年収約383万円以上）以上）がある場合	㉞課税所得約145万円（年収約383万円）以上～380万円（年収約770万円）未満	世帯44,400円
	㉟課税所得約380万円（年収約770万円）以上～690万円（年収約1,160万円）未満	世帯93,000円
	㊱課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上	世帯140,100円

##### ●P81の表 8月1日から、第3段階が①と②に分かれます。

#### ■食費・居住費の特定入所者介護サービス費等の利用者負担段階

2021（令和3年）8月1日～

第3段階①	市町村民税世帯非課税	①「合計所得金額＋課税年金収入額」が年額80万円超～120万円以下
第3段階②		①「合計所得金額＋課税年金収入額」が年額120万円超
		②境界層該当者
		③市町村民税課税世帯の特例減額措置が適用される人